

県下の交通事故(6月末現在)

区分	事故件数	死者	傷者
44年	2,456	93	3,258
45年	2,881	91	4,065
比較	増 425 (+17.3%)	減 2 (-2.2%)	増 807 (+24.8%)



第15号

発行所
甲府市丸の内一丁目6-1
財団法人山梨県交通安全協会
TEL 甲府 (0552) (35) 2121 内線328

県安協 財団法人に

激動する交通事情に対処

山梨県交通安全協会は、かねてから法人化を進めていきましたが、三月一日付で山梨県知事から許可され、財団法人山梨県交通安全協会として発足しました。これは、設立趣意書にもありますように、激動する交通事情に対処し得る強力なる民間団体として発展するために、公益法人として衣替えを行なったものであります。

この間、交通情勢の変化に伴い再三三回を改正して、組織運営の改善充実を図り、昭和三十三年五月の改正において、その名称を山梨県交通安全協会と改め、さらに昭和三十八年四月の改正により、各支部をそれぞれ独立した単位協会とする。この際、県協会は名称の改称はせず従来どおりとす。その実質は連合会組織としたのであります。



歩道橋を渡りましょう

最近における自動車の飛躍的な増加に伴い、交通事故は逐年増加の一途をたどり、まことに深憂に堪えないものがあります。世論もまた交通事故の防止と、交通安全の発展に力をつくすこと、これが国家の重要な課題の一つになってまいりました。

このたび、はからずも總會のご推挙により、山梨県交通安全協会の会長に就任いたしました。

まことに微力ではございますが、現下最も大きな社会問題であります交通安全の防止のために、努力をいたしてまいりたいと存じますので、よろしくご協力をお願いいたします。

それなのに、戦後のわが国の道義不在の世相は、目まぐるしい変転をとげたわが国の交通に、最も大きな

ドライバーの再教育

財団法人 山梨県交通安全協会
会長 中村 太郎



い交通災害は、いわゆる「人災」であるがゆえに、これを解決する「カギ」は、ドライバーの心の中に

- 財団法人 山梨県交通安全協会 寄附行為
- 第一章 総則
- 第一条 本会は、財団法人山梨県交通安全協会と称する。
- 第二条 本会は、事務所を山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号に置く。
- 第三条 本会は、山梨県内の交通事故防止のため、交通安全の普及と高揚を図るとともに、交通秩序を確立し、交通安全の正常な発達と交通安全の実現に寄与することを目的とする。
- 第四条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
- 交通安全の高揚並びに交通安全関係法令の周知徹底を図るための資料の作成及び頒布
 - 交通安全のための教育訓練及び広報
 - 交通安全の普及及び円滑化を図るための調査研究
 - 交通安全に関する諸施設の設置及び維持改善
 - 交通事故被害者救済及び交通相談
 - 自動車運転者の養成及び素行向上を目的とする自動車教育所の経営
 - 交通労働者及び優良運転者の表彰
 - その他本会の目的達成のために必要な事業
- 第二章 資産及び会計
- 第五条 本会の資産は、次に掲げるものによって構成される。
- 設立当初山梨県交通安全協会その他から寄付された別紙財産目録記載の財産
 - 資産から生ずる果実
 - 事業に伴う収入
 - 補助金
 - 寄付金
 - その他の収入
- 第六条 本会の資産は、基本財産及び普通財産の二種とする。
- 第七条 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載した財産及び将来基本財産に編入する財産をもって構成する。
- 第八条 普通財産は、基本財産以外の財産とする。
- 第九条 寄付金については、寄付者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産又は普通財産に編入する。
- 第十条 基本財産の処分制限
- 第十一条 本会の基本財産は、これを処分してはならない。
- 第十二条 本会の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事三分の二以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得て、その一部に限り処分することができる。
- 第十三条 本会の資産は、会長が理事会の定める方法に従ってこれを管理する。
- 第十四条 本会の経費は、普通財産をもってこれに充てる。
- 第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
- 第十六条 会長は、毎会計年度開始前、次に掲げる書類を作成し、理事会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 年度事業計画書
 - 収支予算書
 - 決算承認書
- 第十七条 会長は、毎会計年度の終了後、次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け理事会の承認を受けなければならない。
- 財産目録
 - 収支決算報告書
 - 事業報告書
 - 監事は、前項に規定する報告書に結果を理事会及び評議員会に報告しなければならない。
- 第十八条 本会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。
- 第三章 役員・顧問及び参与
- 第十九条 本会に次の役員を置く。
- 会長 一名
 - 副会長 五名以内
 - 専務理事 二名以内
 - 理事 二十名以内
 - 内(会長、副会長及び専務理事を含む) 三名以内
 - 監事 三名以内
 - 評議員 若干名
- 第二十条 会長は、理事会の決議により選任する。
- 第二十一条 副会長は、理事の互選により選定する。
- 第二十二条 理事は、評議員のうちから選任する。
- 第二十三条 会長は、前項の規定にかかわらず、評議員会の中から、学識経験者の中から一名の理事を指名することができる。
- 第二十四条 専務理事は、理事の中から会長が指名する。
- 第二十五条 監事は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 第二十六条 評議員は、次の者をもって選定する。
- 地区交通安全協会の代表者各一名
 - 地区交通安全協会が、その会員中から指名したものの一名、ただし、甲府交通安全協会は五名、南甲府交通安全協会及び富士吉田交通安全協会は二名をそれぞれ指名することができる。
- 第二十七条 交通に関する団体又は事業者及び本会の事業に賛同する者の中から、理事には、かつ、会長が指名する者一〇名以内
- 第二十八条 理事、監事及び評議員は、これを相互に兼ねることはできない。
- 第二十九条 会長は、本会を(二)面えつづく。

安協の定期総会開かる

新会長に中村太郎氏

金丸氏 十四年間つとめて退任

財団法人山梨県交通安全協会は、五月十八日、財団法人設立後最初の定期総会を開催しました。

新役員

Table with columns for positions (President, Vice President, etc.) and names of new board members.

昭和四十五年度

事業計画

自転車の安全な乗り方を指導するため、次の方法によ



いつものなれたとおりでも、ただしくあるいて、ただしくおうたん

- List of activities for the fiscal year, including safety education, traffic safety campaigns, and accident prevention.

新規購入 映画の紹介

このたび次の映画を購入しました。ご活用ください

- List of newly purchased films such as 'Transportation and Life' and 'The Fear of a Single Man'.

社会的連帯の強化と 青少年の非行防止

第二十回社会を 明るくする運動

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪の防止と、罪を犯した人たちの更生

- Series of numbered items detailing the goals and activities of the 'Brighten Society' campaign.

- Series of numbered items detailing the goals and activities of the 'Brighten Society' campaign (continued).

- Series of numbered items detailing the goals and activities of the 'Brighten Society' campaign (continued).

- Series of numbered items detailing the goals and activities of the 'Brighten Society' campaign (continued).

- Series of numbered items detailing the goals and activities of the 'Brighten Society' campaign (continued).



- Series of numbered items detailing the goals and activities of the 'Brighten Society' campaign (continued).

- Series of numbered items detailing the goals and activities of the 'Brighten Society' campaign (continued).

- Series of numbered items detailing the goals and activities of the 'Brighten Society' campaign (continued).

- Series of numbered items detailing the goals and activities of the 'Brighten Society' campaign (continued).

八月二十日から実施

道路交通法の一部を改正する法律は、四月二十八日参議院を通過成立し、五月二十一日公布され、八月二十日実施と決まりました。この法律は、最近における道路交通の実情にかんが

罰則強化・欠格延長 道交法を一部改正

み、交通事故の防止を図り、その他交通安全と円滑を図るため、酒気帯び運転に関する規制および罰則を強化し、悪質な運転者の運転免許の取消後の欠格期間を延長することができること

ととし、ならびに少年に対する交通反則通告制度を適用するとともに、都市交通規制のための規定を整備し、新たに歩行者の通行の安全の確保および駐車場の規制の施行等を職務とする交通巡視員の制度を設けることとしたことその他重要な内容としており、その要旨は次のとおりです。

一 酒気帯び運転の徹底
改正前における酒気帯び運転の禁止が、身体に一定程度以上のアルコールを含有する状態で運転することの禁止となっていたのを、アルコールの程度をいかににかかわらず酒気帯びた状態で運転することの禁止に改め、酒気帯び運転のうち酒酔い運転についてはその罰則の懲役刑の長期を一年から二年に引き上げるとともに、酒気帯び加重の制度に代えて、身体に政令で定める程度以上のアルコールを含有する状態で自動車等を運転した場合は直接処罰することとした(改正前においては、このような状態での運転は、スピード違反、信号無視等一定の違反が伴った場合に、その違反の罰則が加重されるといった酒気帯び加重の規定が適用されるにすぎなかった)。

少年にも反則金適用

車等の運転禁止については、同様に三年まで運転免許の欠格期間を延長することとができることとした。なお、安全運転管理者その他車等の運行を直接管理する地位にある者が無免許運転、酒酔い運転、過労運転、積載制限違反運転等の下命または容認をした場合の罰則を引き上げて、これらの違反を同一のものとした。また、酒気帯び運転に関する規制および罰則の強化を図ることと併し、酒気帯び運転の行政処分を受けた者が、反則金を受けなかったことと

度額の範囲内で家庭裁判所が定めることとした。なお、この反則金の納付の方法およびその効果は、警察本部の通告による反則金の納付の場合と同様とする。また、過去一年以内に免許の効力の停止等の処分を受けたことがある者のうち、駐車違反等一定の軽微な反則行為をした者については、成人、少年ともに反則金として交通反則通告制度を適用することとした(改正前においては、このような運転免許の行政処分を受けた者が、反則金を受けなかったことと

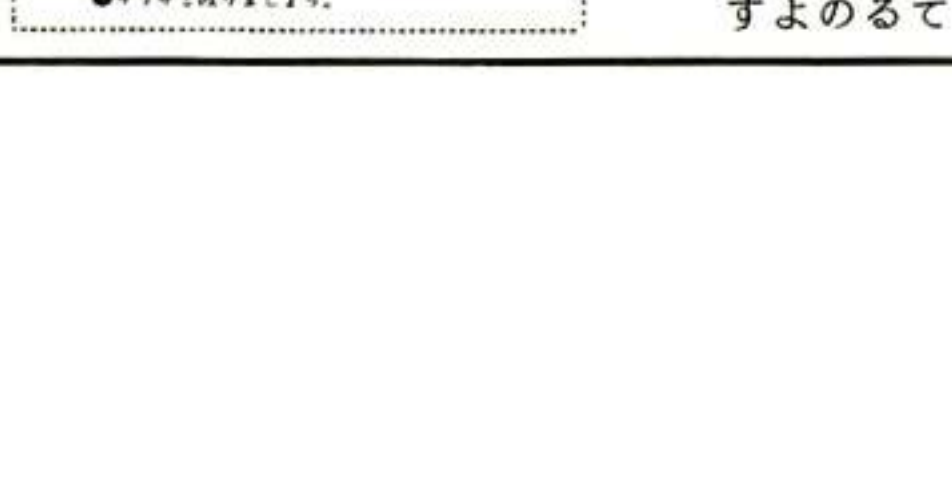
を置くこととした。この交通巡視員は警察官以外の警察職員で、政令で定める要件を備えていない場合は、都道府県は、交通巡視員に対して被服を支給し、および装備品を貸与するものとする。また、交通巡視員には、手信号による交通整理、進路指示、違法駐車に対する是正措置および駐車違反に対する告知の権限を与えることとした。

一 通学通園中の児童、幼児等の保護を図るため、児童、幼児等の乗降のため政令で定めるところにより停車場中の通学通園バスの側方を通過しようとする車両等は、徐行して安全確認をしなければならぬこととした。二 自転車道が設けられていない道路については、自転車は自転車道を通行し、なければならぬこととし、行列および自転車以外の車両の自転車道の通行を禁止することとした。

一 故障等により違法に駐車している車両については、運転者等がいる場合でも、警察官等が移動等の措置をとることができ、この措置に要する費用は、その車両の運転者等に負担させることとした。二 この改正と関連して、保管を伴わない移動等の措置についても、車両の所有者等に費用を負担させることとした。また、故障車両に対する措置を円滑にするため、高速自動車国道等における駐車禁止から

飲酒運転の追放について
昭和四十五年六月一日
交通対策本部
飲酒運転の追放のための交通安全思想の普及活動については、従来より、春秋の全国交通安全運動等において重点的に実施しているところであるが、今般の道路交通法の改正において飲酒運転に関する規制が強化されたので、この機会に飲酒運転の追放の徹底を図るため、次の措置をとるものとする。

一 官公署、公社・公団等政府関係機関、民間会社等においては、所属の職員とくに運転免許取得者に対して次の事項を周知徹底するとともにその遵守について指導するよう、要請するものとする。
(1) 酒気帯び運転は、すべて禁止されることとなつたので、酒気帯びては絶対に車両等を運転してはならないこと。
(2) 酒気帯び運転の禁止に



都市交通規制等のための措置

公安委員会が、車両が左折しまたは右折する場合に交差点内で進行すべき部分の指定、車両の交差点で進行する方向別による車両通行帯の通行区分の指定ならびに車両がその通行帯以外に通行する禁止の事項について、家庭裁判所の審判に付されなければならないこととした。また、反則金を納付しないうちに、家庭裁判所において審判を開始された少年については、家庭裁判所が反則金の納付を指示することができ、警察本部が反則金の納付を通告する場合と異なる規定を定めることとした。また、反則金の額も、法の別表に定める反則金の限

飲酒運転追放を強力に推進

飲酒運転の禁止については、さきの道交法の一部を改正する法律案の審議に際し、衆・参両院において付帯決議事項としてとりあげられましたが、さらに、このたび総理府の交通対策本部においては、「飲酒運転の追放について」を決定し、強力にこれを推進するため、国民の協力を呼びかけることになりました。

妨害の排除

一 故障等により違法に駐車している車両については、運転者等がいる場合でも、警察官等が移動等の措置をとることができ、この措置に要する費用は、その車両の運転者等に負担させることとした。二 この改正と関連して、保管を伴わない移動等の措置についても、車両の所有者等に費用を負担させることとした。また、故障車両に対する措置を円滑にするため、高速自動車国道等における駐車禁止から

飲酒運転追放を強力に推進

違反して運転をするおそれがある者に酒類を提供し、または飲酒をすすめてはならないこと。二 関係各官庁は、自動車を使用する者の団体を通じて、自動車使用者および運転者に対して、上記の事項について周知徹底するとともに、その遵守を徹底させるものとする。

三 関係各官庁は、料飲業組合、旅館業組合、ドライブイン協会等の団体を通じて、料飲業者、旅館業者、ドライブイン業者等に対して、上記の事項について周知徹底するものとする。

四 関係各官庁は、改正道路交通法の施行までの期間に、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて、飲酒運転追放のための広報を集中的に行なうものとする。

五 地方公共団体において、地域の住民に対する飲酒運転の追放のための活動を徹底して行なうよう、要請するものとする。



一 告知の対象となる反則金から二〇歳に満たない者を除いている規定を改め、少年である反則金に対して告知および反則金の納付の通告をすることができるようになることとした。二 少年が反則金を納付した場合の効果として、家庭裁判所の審判に付されなければならないこととした。また、反則金を納付しないうちに、家庭裁判所において審判を開始された少年については、家庭裁判所が反則金の納付を指示することができ、警察本部が反則金の納付を通告する場合と異なる規定を定めることとした。また、反則金の額も、法の別表に定める反則金の限

一 通学通園中の児童、幼児等の保護を図るため、児童、幼児等の乗降のため政令で定めるところにより停車場中の通学通園バスの側方を通過しようとする車両等は、徐行して安全確認をしなければならぬこととした。二 自転車道が設けられていない道路については、自転車は自転車道を通行し、なければならぬこととし、行列および自転車以外の車両の自転車道の通行を禁止することとした。

一 故障等により違法に駐車している車両については、運転者等がいる場合でも、警察官等が移動等の措置をとることができ、この措置に要する費用は、その車両の運転者等に負担させることとした。二 この改正と関連して、保管を伴わない移動等の措置についても、車両の所有者等に費用を負担させることとした。また、故障車両に対する措置を円滑にするため、高速自動車国道等における駐車禁止から

飲酒運転の追放について
昭和四十五年六月一日
交通対策本部
飲酒運転の追放のための交通安全思想の普及活動については、従来より、春秋の全国交通安全運動等において重点的に実施しているところであるが、今般の道路交通法の改正において飲酒運転に関する規制が強化されたので、この機会に飲酒運転の追放の徹底を図るため、次の措置をとるものとする。

一 官公署、公社・公団等政府関係機関、民間会社等においては、所属の職員とくに運転免許取得者に対して次の事項を周知徹底するとともにその遵守について指導するよう、要請するものとする。
(1) 酒気帯び運転は、すべて禁止されることとなつたので、酒気帯びては絶対に車両等を運転してはならないこと。
(2) 酒気帯び運転の禁止に

違反して運転をするおそれがある者に酒類を提供し、または飲酒をすすめてはならないこと。二 関係各官庁は、自動車を使用する者の団体を通じて、自動車使用者および運転者に対して、上記の事項について周知徹底するとともに、その遵守を徹底させるものとする。

三 関係各官庁は、料飲業組合、旅館業組合、ドライブイン協会等の団体を通じて、料飲業者、旅館業者、ドライブイン業者等に対して、上記の事項について周知徹底するものとする。

四 関係各官庁は、改正道路交通法の施行までの期間に、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて、飲酒運転追放のための広報を集中的に行なうものとする。

五 地方公共団体において、地域の住民に対する飲酒運転の追放のための活動を徹底して行なうよう、要請するものとする。

参議院地方行政委員会(昭和四十五年四月七日)
「酒気帯び運転をするおそれのある者に酒類を提供し、飲酒をすすめること」の禁止措置は、営業者のみならず、一般市民に徹底させるよう実効ある方法を講ずること。」
衆議院地方行政委員会(昭和四十五年四月二四日)
「酒気帯び運転に関する規制の強化にともない、酒を飲めば絶対に運転せず、運転をする者は酒を飲ませない習慣が国民の間に定着するよう、実効ある措置を講ずること。」

第四回交通安全写真コンテスト募集要綱

八月三十一日締め切り

趣旨 交通関係の写真撮影を通じて、交通問題に対する関心と理解を高めます...

応募資格 制限なし。 第一部 交通関係一般(道路交通の状況、交通指導取締り、良い交通、悪い交通、交通安全運動の状況等)...



こわい 飲酒運転

撮影の時期は問いませんが、写真技術もたいせつです。コンテストにまつた内容に重点をおいてください...

交通安全の歌三部作

交通安全 ママ 古田 花子

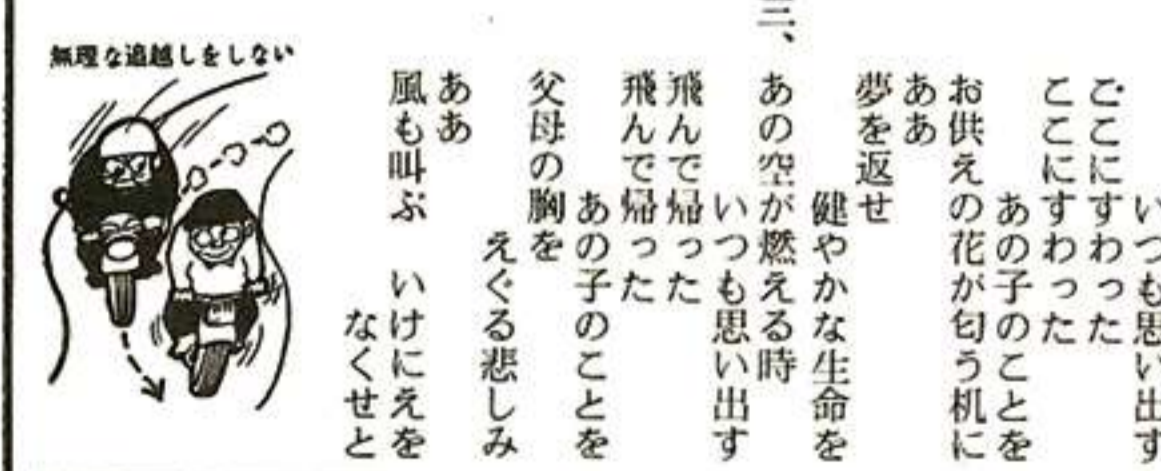
作者のことは、子供の特性からみて、私は、どこの国でも子供の交通安全は、日本より多い...

歌いになってもよいようにかきました。此ごろお年寄りの事故がふえておりますが、幼い日に頭と身体で覚えてきたことは反動運動となつたために役立つのではないかと思っています...

どこか遠くの方で地鳴りがしている。潮騒いながらか、やがてそれが微かなざわめきとなってかき消えたりする...

交通安全に思ふ 富沢町万沢交通安全母の会 佐野 ひで子

自分では運転をやめようと思った。もういなくなるのだから、まだかまうというものが、それが他人様に迷惑がかかるのだと、後悔に苦しむことになる...



酒のみ運転だめだめだめ 古田花子 作詞 桑原哲郎 作曲...

いけにえをなくせ 古田花子 作詞 佐藤長助 作曲...

(二面よりつづく) (評議員会の定足数及び決議) 第二八条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない...